北海道告示第 10551 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和2年8月11日 までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和2年4月10日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みなみ野ショッピングセンター

帯広市南の森東1丁目1番地5ほか

(3) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ダイイチ 代表取締役 鈴木 達雄 帯広市西20条南1丁目14番地47 株式会社総合設計 代表取締役 安達 昌之

带広市西4条南37丁目1

(4) 変更しようとする事項

ア大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,430㎡ (変更後) 3,572㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)届出書添付図面「施設配置図(変更前)図-3」に表示 171台 (変更後)届出書添付図面「施設配置図(変更後)図-4」に表示 186台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)届出書添付図面「施設配置図(変更前)図-3」に表示 40台(変更後)届出書添付図面「施設配置図(変更後)図-4」に表示 60台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)届出書添付図面「施設配置図(変更前)図-3」に表示 179㎡ (変更後)届出書添付図面「施設配置図(変更後)図-4」に表示 206㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図(変更前)図-3」に表示 58㎡ (変更後)届出書添付図面「施設配置図(変更後)図-4」に表示 67㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)午前8時00分から午後9時45分まで (変更後)午前7時00分から午後9時45分まで

(変更後) 午前7時00分から午後9時45分まで (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前7時45分から午後10時00分まで (変更後) 午前6時30分から午後10時00分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図(変更前)図-3」に表示 出入口5箇所(変更後)届出書添付図面「施設配置図(変更前)図-4」に表示 出入口6箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)午前6時00分から午後7時00分まで (変更後)午前6時00分から午後10時00分まで

(4) 変更する年月日

令和2年11月20日

(5) 変更する理由

店舗を新たに新増設するため

2 届出年月日

令和2年3月19日

- 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年4月10日(金)から令和2年8月11日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで